

第1回滋賀県中小企業活性化審議会 会議議事録

1 日 時

平成25年8月6日（火）9：45～11：45

2 場 所

滋賀県庁北新館3階 中会議室

3 出席委員

浅野邦彦、井上多佳子、遠藤糸子、川口剛史、北川陽子、肥塚浩、坂田徳一、
佐藤良治、佐藤理恵、高橋政之、竹中仁美、辻田素子、西川健三郎、
野本明成、長谷幸治、日向寛、藤岡順子、増永賢一

※敬称略、五十音順

4 内 容

■開会

（1）知事挨拶

改めまして皆さんおはようございます。本日、第1回中小企業活性化審議会の開催にあたりましてご多忙のところご参加いただきましてありがとうございます。委員の皆様には日頃から県行政各般にわたりまして、ご協力、ご支援賜っておりますこと、改めて感謝いたしております。

さて、皆様ご存知とは思いますが、地域経済の活性化には、中小企業の役割はなくてはならないものでございます。県内企業の99.8%、また雇用者の8割が、滋賀県の場合中小企業ということでございます。その中で県の方では議会の皆様と協力しながら、約2年に渡りまして中小企業の活性化の推進に関する条例を準備してまいりました。

この準備中に、職員にとにかく現場の皆さんの声を聴くようにということで、職員が1,000社以上を訪問させていただきました。この中で皆さんからいただいた中小企業の強み、弱み、また人材育成の課題などをいただきながら、条例化を進めてきたわけでございます。

特に条例化の中で私どもが重視しましたのは、単なる理念条例ではなく確実に成果の上がるものにするようにということで、財政の課題も含めて確実に書かせていただいております。それだけ覚悟しているということでございますので、それは明記させていただきたいと思っております。併せましてよく言われるのですけれども、行政は計画をつくるのは上手だったけど後どうなっているのかということがございます。あるいは条例でも本当にそれをどこまで実践するのかということがございますので、私どもはこの条例を推進するに当たりまして、進行管理ということで是非とも皆様に途中を見ていただきたい、それが今回の

審議会でございます。

併せて中小企業振興の組織も県の方につくらせていただきました。商工観光労働部中心ですけれども、ただこれは商工観光労働部だけではなくて他の部局とも大きく関わっておりますので、その辺り県の中の本部制度もバックアップしながら、組織的な強化もしてまいりました。そういう中でさらに県の経済を、皆さんのお力と行政とで元気にしていきたいというのが今の私どもの思いでございます。是非とも実施計画を、それぞれご審議いただきましてPDCA(plan,do,check,action)のサイクルが上手く回るようにご支援、ご協力をいただきたいと思っております。

この審議会、そういう意味では大変重たい役割がございますので、是非とも会議のときだけではなく、普段からさまざまなご意見をいただきましたら、言い方がおかしいですけれども、とびきり優秀な職員を揃えまして準備をさせていただいておりますので、どうか会議以外のところでも担当課の方へ様々なご意見をいただけたら幸いでございます。今日はちょっとさまざまな会議がございまして今ここで出なければいけないのですけれども、また皆様のご意見は担当の方から報告を受けさせていただきます。最初の挨拶とさせていただきます。今回、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(委員自己紹介)

(主な県関係者紹介)

(会議成立確認)

(2) 会長および会長代理の選任について

<司会>

それでは議題に入ります前に、次第の1(2)の「会長及び会長代理の選任」をさせていただきますと思います。審議会規則第2条第1項の規定に基づき「委員の互選」により会長を選任いただきたいと存じますが、いかがさせていただきますでしょうか。

<委員>

高橋委員に引き続きお願いできたらと思っておりますがいかがでしょうか。

<司会>

ありがとうございます。ただいま高橋委員を会長にご推薦しますとのお言葉をいただきました。みなさま、いかがでしょうか。

(拍手があり、異議なしの声)

<司会>

ありがとうございます。委員の皆様の総意によりまして、高橋委員に会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、高橋委員には会長席にお移り願います。

それでは、会長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

<会長>

大変重要な審議会の会長につきまして、皆様のご推挙をいただきました。ちょうど2年ぐらい前から活性化条例をつくっていく上において皆さんの意見をいろいろと言っていたために、5、6回お集まりをいただいたと思いますが、その座長をやっております、その関係からご推挙いただいたのだと思います。先ほども知事さんからお話がございましたように、88%ぐらいの雇用を中小企業が担っております、中小企業が元気にならなければいわゆる滋賀県自体が活性化していかないということでございます。皆さんはいろいろな各界、各業界、それぞれの会社、お店、サービスなどでいろいろなことをやっておられます。そういう中でご意見をいろいろと言っていて、それをよりまとめていく役割ではないかと思っております。

中小企業の活性化については県の大変な力を入れていただいておりますし、県の議会においても、議員の先生方が中小企業の発展に大変注目をされているというように思っております。今現在、滋賀県の有効求人倍率は全国からいきますとかなり下のほうでございます。これは、非常に大きな「産業構造」という問題を滋賀県は抱えているということです。その産業構造の中でなかなか活性化していかないということだろうと思っております。どうか皆様のいろんなお力を借りまして、よりいっそう中小企業が発展していくようにご努力をいただきますようお願いを申し上げてご挨拶としたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

<司会>

ありがとうございました。それでは、審議会規則第2条第3項の規定に基づきまして、会長から会長代理を指名していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<会長>

ただいまお話がございましたように会長代理ということでございます。この会長代理に委員の中から肥塚委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(全員同意があり、拍手)

それでは肥塚委員をお願いしたいと思っております。

<司会>

ありがとうございました。それでは、肥塚委員に会長代理としてよろしく願いいたします。

■ 議題

(1) 会議の公開について

(事務局より資料4、資料5により説明)

<会長>

ありがとうございます。それでは今ご説明がありました会議の公開につきまして何か皆さんからご意見・ご質問等がございましたらお願いをしたいと思いますが、どなたかございますか。

<委員>

先ほど皆様の自己紹介がございました。名簿には、個人と個人企業名が載せていただいておりますが、お聞きしておりますとそれぞれの団体の中からお推薦なりで皆さんこちらにお出ましになっていると思いますが、例えば、名簿の備考欄の個人名の横にどこの団体から出ていますというようなことを書いていただけないでしょうか。

<会長>

ただいまのご意見について、事務局どうですか。

<事務局>

今回の審議会の場合は、学識経験のある方から選ばせていただくということで、条例上、あるいは規則上は団体から推薦をいただくという形になっておりません。ただ、今までのいろいろな経緯やそれぞれの団体でご活躍いただいているというようなお立場から幅広いご意見をいただきたいということで、それぞれの団体と調整をさせていただきながら、今回、委員としてご就任をいただいたという経緯もございます。したがって団体からの推薦という形は取っておりませんので、今回こういう形で名簿を整理させていただいております。ただ、それぞれの皆様方、それぞれの企業のあるいはそれぞれの事業としてご活躍いただいているということに併せまして、それぞれの商工会、商工会議所、あるいは中小企業団体中央会等、いろいろな団体でそれぞれの中心的なご活躍をさせていただいておりますので、そういった立場からもご発言をいただければというふうに考えております。

<会長>

今説明がありましたように、団体の推薦ではないということで、県の方で選考するのにはいろいろお話を聞かれたと思いますが、皆さま学識経験者ということで出ているということでございます。それでよろしいでしょうか。

<委員>

はい。ありがとうございます。結構です。ただ、団体の方から出ただけませんかというようなご推挙がりましたが、それで団体から出していただいているというように思っていました、その団体も任期があります。任期が来ましたら当然替わるということも規約にも載っておりますので。

<会長>

今回は、団体推薦という形ではないということですので替わられても2年間やっていたくことになります。

<事務局>

委員さんとしての任期は2年ということでございますので、基本的には特別なご事情がない限り2年間は続けていただくということになるかと思いますが、個別の事情等もございましたら、その時点でまた調整させていただきたいと思います。

<委員>

はい、ご丁寧なご説明ありがとうございました。

<会長>

では、公開については、よろしいでしょうか。

(異議なし、一同了承)

<会長>

それでは、特に問題もないようでございますので、原案どおりといたします。それでは、その公開方針、傍聴要領について、このとおりに取扱をさせていただきたいと思います。

(2) 中小企業の活性化に向けた取組と審議会の進め方について

(事務局から、資料6～9、参考資料に基づき説明)

<会長>

ありがとうございました。それでは皆様からのご意見をいただくわけですが、今回は最初の会議ですので、今後の審議会の進め方やスケジュールなどについてご意見がありましたらよろしく願いいたします。挙手をもってご意見を言っていただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。

<委員>

滋賀県の真ん中に琵琶湖があって幅広く地域経済が展開されていると思います。この活性化の推進に関する条例自体は、滋賀県でできました。しかし、地域経済を見ると、非常に多様な地域性のあるものだと思いますが、この条例に則して各市町で条例ができていくという流れがあれば、もう少し市民や一般の方々に認知されるものになるというような考え方をしております。市町の反応や、栗東市にはできたとお伺いしておりますが、その他の市町の進め方はどうでしょうか。また、各商工会、商工会議所においては市町の中心

的な動きになっていると思うのですが、この辺りの意見もこの審議会の中に連絡会議のようなものができて上がってくる流れになれば、もう少し幅広い意見が聞けるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

<会長>

今、市町との連携の形の中でそれがどう進んでいるのかという質問がありましたが、今の状態の中だけで結構ですので、何かありましたらお答えをいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

<事務局>

もちろん中小企業の活性化に果たす市町の役割は大変重要でございます。それと市町におきましてもさまざまな形で施策に取り組んでいただいております。それとこの条例には「市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」ということで、中小企業者や関係団体と並んで、市町につきましても意見を積極的に取り入れ反映するという規定もございます。それで、先ほど申し上げましたように、今、県としましては、7月から8月にかけて地域ごとに意見交換会を実施しております。そこには商工会、商工会議所など、それに加えて市町の担当の皆さんにもご出席いただきまして、市町の皆さんからも意見をお伺いしているところでございます。市町の皆さんにご意見をお伺いする機会はこれだけではありません。今後もそうした形でご意見をいただきながら、県としても活性化に活かしていきたいと考えております。また、市町によりましては市町でいろいろ会合をされるときに県から出てきて欲しい、そういった中で意見交換したいという申し出もありますので、そうしたところについても積極的に県から出かけていって意見交換をしております。

<会長>

4月にできてから、まだ実際に市町でどこまで検討されているのかというのはまだ時間的に難しいという感じを受けております。長浜でも条例について具体的には市の中ではまだ動きはありませんので、この辺りの事を進めてもらわないと動いていかないだろうと思っていますので、この意見を是非反映させていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

他にどなたかいらっしゃいますか。

<委員>

このパンフレットを見て、3 ページですが、さまざまな役割がありますが、私が思いますのが県民の役割が一番大事だと思っております。県民いわゆる消費者という形で。企業側に対しては非常に手厚い支援をたくさんいただいております、私たちも組合も助成金、補助金のおかげで色々な新商品開発や様々な展開をさせていただいております。そこそこものができる、そして次に売れていき循環していかないといけません、つくって、海外に進出してどうなったなど、その先が見えていないというのが現状だと思います。やはり

そこで一番大事なのが県民の役割だと思います。消費者がいかに関心を持ち、地域のものを選び、中小企業の商品を購入し、という商品に対する考え方を伝えていくような機会をつくっていただきたいと思っています。中小企業や関係者に対するものは十分なことを展開されているといつも思いますが、それを買っていただくことが必要だと思いますので、ただ単なる消費ではなく「エシカル消費」という「貢献できる消費の仕方」という言葉もあるのですが、そういうことをもっともっと伝えていける、そして中小企業でありながら単に中小企業者だけという人はなく、必ず皆様も消費者なのでその辺りを徹底していかないと、ものが売れていかないと現状感じております。消費者の意識を変えていく、そこにもう少し何か考えていただければと強く要望します。

<会長>

この意見に関してはいかがでしょうか。

<事務局>

大変重要なお意見をいただいたと思っております。条例には、先ほど申し上げましたように、県民の役割あるいはその他いろいろな役割も書かれておりまして、関係者の皆様が連携をして中小企業を盛り立てていくといった位置づけになっております。その中でやはり県民の皆様、消費者としての県民、あるいは地域づくりの主体としての県民というのは非常に大事な視点だと思っております。この点につき、今後、どういう形でアプローチして取り組んでいくかが課題であると考えておりまして、意見をいただきながら取り組んでいきたいと思っております。

先日、商工会の皆さんと意見交換させていただく中で、今年度の商工会では大きな取り組みの方向性として企業が地域で根ざしていることで地域が成り立っているということ、もう少し掘り下げて研究していきたいとおっしゃっていただきました。今の委員の意見とかなり通じるものがあると思っておりますので、また関係団体の皆様とも意見交換をさせていただきながら考えていきたいと思っております。

<会長>

ありがとうございます。確かに買ってもらわないといけないのですが、「我々は買ってもらえるものができるのか」というところが大事ではないかと私は思います。北の地域でも暖房費だけで年間何十億も使っています。言うならば、これを全部外から買っているのです。もう少しこの辺りが地元でつくれば、かなり産業的に良いなという感じを受けるのですが、すぐにはいかないと思っておりますけれども、一方でやはりそういう新しいものを開発していったら、消費者の皆さんに買ってもらえるようなものをつくるということも大事だと思いますし、その双方向が大事だと思います。貴重な意見をありがとうございます。

他にありますでしょうか。

<委員>

国でも今、中小企業基本法では小規模零細企業には対応できないということで、小規模

企業基本法の制定に取り組んでいただいております。今年度中には何とかできあがるだろうと期待しています。県でもきめ細やかな施策を展開していただいております。先ほどもお聴きしますと、154の施策の計画をしていただいております。経済団体である我々の団体に所属している小規模零細企業というのは常に情報を発信させていただいたり困っていることをお聞きしたりと双方向の連絡を密にしていますので、経済団体に加入している小規模零細企業にとってはこういった施策・情報がしっかりと伝わっていると思います。それぞれの地域で経済団体に加入していない小規模企業者などがかなりの数あります。本来こういった施策を一番必要としている経済団体に加入していない小規模零細企業の方々に、県の施策をどのように普及・周知されていくのか、特にそういった部分にお気遣いいただきたいと思います。団体に加入しているところは、団体が発信していきますけれども、加入していない小規模零細企業への周知徹底をどのようにされていくのかお聞かせいただけますでしょうか。

<会長>

ただいまのご質問に対しまして、どなたかよろしいでしょうか。

<事務局>

後ほど意見交換会でいただいております意見の主なものについてご説明させていただきますが、その中でも、委員がおっしゃった意見をいただいております。これは、県だけではなくて市町でも同じようなことを思っている部分もあります。多くの小規模企業がありますが、国・県がいろんな施策をする中で、なかなか施策が届きにくい、あるいは、こういった施策が自社で活用できるのかなどイメージがわからないというお話もいただいております。

これにつきましては、県としてもどういう方法がいいのかこれからしっかり考えていく必要があると考えております。ただ、県だけでは限界がありまして、非常に身近な地方公共団体であります市町の役割ももちろん大事かと思えますし、商工会議所、商工会など、まさに小規模事業者の支援ということでいろんな活動をしていただいておりますので、そこどうまく連携をすることによって、施策をできるだけうまく活用したい方に届けていくことが必要で、こういった方法が具体的にあるのかにつきましては、またご意見を伺いながら考えていきたいと思っております。県としてもその問題意識は十分持っております。

<会長>

この問題については、今後、まだまだ議論があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。他にありませんでしょうか。

<委員>

審議会のスケジュールを見させていただきましたが、PDCAが大変しっかりできていると思えました。特に第2回の審議会が今後の方向性を決める上で非常に重要ではないかと思えます。ただ、中小企業者の皆さんの意見を聴くだけで方向性を決めるのではなく、

計画の進捗状況等、ある程度具体化したもの、数値化したものも示していただくと意見も出しやすいと思いますのでよろしくお願いいたします。

<会長>

ありがとうございます。確かに回数があまりございませんので、第2回は重要なものになると思いますのでよろしくお願いいたします。それについて何かありますでしょうか。

<事務局>

第2回の審議会の持ち方につきましては、今回の審議会のご意見も踏まえまして、また事務局として考えていきたいと思っております。

<会長>

他にありませんか。

<委員>

今の意見にも付随するのですけれども、前回ほかの審議会に入ったときの経験からして、時間がおそらく足りないと思っています。皆さんからの十分な意見いただくという議論にいつもならなくて、県の皆さんの出してきた原案を承認するという機関になりがちというのが非常に多いのではないかと考えています。これは致し方ないといえども致し方ないことですし、我々がここで了解すれば案がどんどんと通っていくということからすると、非常に無責任というところが多いことも肌で感じております。個々の皆さん大変お忙しいと思いますが、一同に集まったときの意見の総意というのは、こういった合議制の場でしかできないということですが、それまでの意見というのを、皆様それぞれお忙しいとは思いますが、県の皆さんに足を運んでいただいて、個々に意見を交換させていただく時間を事前につくっていただくような形で、そんな形で意見を集約していただくような機会をつくっていただきたいと思っております。一対一で話しているときというのは、時間もとれますし、個別のことも言えますし、説明も聴けると思っております。大変お忙しいとは思いますが、そういった形でやっていただければいいのではないかと個人としては思います。

併せまして、先ほど知事の話とも関連しますが、「県はちゃんとやっているのに結果が出ない」とか、経済団体からは「県は何もやっていない」とか、「県は経済団体に言うだけで何もやっていない」とか、双方向の意見が食い違うということがいつもあると先輩方からも聴いてきました。実際に何回も足を運んで、先ほど32回という話もあったように、何回も会合を開催されている中で、なぜそういう意見が出てくるのかという部分の検証をまずしていかないと、結局は、そのことと同じことの繰り返しが行われていくのではないかと気がしてなりません。

154 もの事業の項目があるということは、逆に言うと多すぎるとも思います。誰が中心人物としてそれをやっていくのか、期限はどこまででやるのかなどを実際に決めないと物事は進んでいかないと思っています。実際に施策を実行するのかが問題なので、施策の

メニューをつくるのが目的ではないのではないかとおられて仕方がないのが、今いろんな条例などで施策を打ち出しておられる部分でないのかと思います。これは、県民、経済団体またそれぞれにも責任があるし、行政の皆さんとの関係の部分ではないかと思うので、我々委員というのは、もう少し皆様との間柄を近づくことができれば、代表として意見をもっと身近に交換させていただくということで何か接点を見出していく形になれば、大変すばらしいものになると個人的に思っております。意見として発表させていただきます。

<会長>

今の質問に対しまして、お願いいたします。

<事務局>

委員の皆様と個別にご意見をお伺いするような機会を持たせていただくということについては、どういった形がとれるのかわかりませんが、大変事務局としてありがたいご意見をいただいたと思っておりますので、事務局として前向きに考えながら、どういった方法があるか考えていきたいと思っております。それと、一点ご理解いただきたいと思っておりますのは、今もおっしゃっていただきましたが、いろんな団体、市町の皆様との意見交換会をしながら、審議会の場に私どもとして臨んでいることです。したがって、この審議会が単独で存在して、そこだけでご意見をお伺いしているということではなくて、いろんな形でそれぞれの団体に入らせていただき、意見を聴く機会を設けさせていただきながら、ここでご紹介をし、意見交換をさせていただいています。それも非常に重要なことであると思っておりますので、このところは引き続きしっかり取り組みながら、審議会の委員の皆様についても、できるだけご意見を尊重でき、取り入れていける方法についても考えていきたいと思っております。

<会長>

非常に大事なことだと思っておりますので、今後そういうことも考えながら進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

時間がありますので、次が最後の質問でお願いいたします。

<委員>

3ページに書いているいろんな役割の中で、「中小企業に係る団体の役割」というところです。いろんな団体がありまして、特に私はビジターズビューローに参加しておりますけれども、その他に生活衛生協会の理事長をしております。美容、理容、お風呂屋さん、お肉屋さん、旅館・ホテル、クリーニング屋さんなど、本当に生活に密着した事業を営まれている方の組織です。組合加入率、構成比率がどんどん下がっています。それは事業承継をされる担い手がないということもありますけれども、ほとんどが経営が成り立たないということで廃業される方、あるいは組合に参加するメリットがないからそれに費やす労力を毎日の仕事に費やすという理由から辞められる方が結構多いです。その中でも、一

番、メリットがない、あるいはそんなことをやっている暇があれば他のことをやるという、本当に単純なところが大変悩ましいところです。それぞれの事業所・組合でそのような問題を抱えておられるだろうと思います。中小企業というくくりよりも、もう一つ下の零細家業の部分をどうするかという点については、もっともっと底辺を広げて、そして、やる気を起こさせるようなことが、活性化の原点ではないかという気がしてなりません。ですから、中小企業の活性化の条例という以前のものの考え方・基盤になるこういった合意についても言及をして、それを条例の進行に活かしていくということがあった方がよいのではないかと思います。

<会長>

ありがとうございます。今の意見につきまして、何かございますか。

<事務局>

小規模事業者という視点もありますし、全体としてどう条例を周知し、県全体で盛り上げていくかという観点もありますので、また意見をいただきながら県としても取り組んでまいりたいと思います。それぞれの団体と色々な形で連携し、そしてうまく相乗効果を発揮していくのが大事になってくると思いますので、具体的にどんな方法があるのかお教えいただきながら、県として取り組んでいきたいと思っています。

(3) 意見交換会での意見の状況について

(事務局から資料 10、資料 11 により説明)

<会長>

今、説明がありましたことにつきまして、皆様からさらにご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

<委員>

アンケート結果やヒアリングでの意見聴取を踏まえて、そういった意見が施策に反映されるという部分は結構仕組みとしてできてきているのではないかという印象は持っています。しかし、施策を実際どう周知させるのかと、施策にしたがっているいろんなことをされている企業さんがいかに実際効果をあげるのかへの関心が手薄だという印象です。例えば、今年度は、農商工連携を中心に企業訪問をさせていただいていますが、農商工の場合、連携する機関が多いうえ、支援の歴史が浅いこともあって、支援の仕組みが十分にできあがっていません。そのため、施策の利用者が非常に不満を感じていらっしゃるというのが、昨年・一昨年と訪問させていただいた製造業とは違うような印象を受けています。施策をいかに効果のあるものにするのか、施策の効果を上げるためにどのような仕組みを作るのかという部分の意見の吸い上げにも力を入れていただきたいと思っています。

そして、審議会の役割として検証というものがありますが、実施計画がうまくいって

いるかないかを検証するのであれば、ここに出ている数値目標などが皆さんから示されて、達成されましたということで済むかもしれませんが、果たして、それでいいのでしょうか。例えば先ほどの農商工などを例に挙げますと、マッチングに関してはここに挙がっていますけれども、実際既にスタートしているところがどういう成果を上げているかについては、ここには挙がってきていないので、それは検証の対象にはならないのか、といったようなところが結構曖昧だという感じを受けます。審議会の役割と絡めてもう少し実践のところに力を入れていただきたいと思います。

<会長>

ありがとうございます。実施計画から実行していく、そしてその効果が出ているのかどうかというのが委員の皆さんにわかるのかどうかということが非常に大事かと思いますが、これについて今後の進め方の中でどう考えておられるのか、事務局からお願いしたいと思いますが。

<事務局>

実施計画の検証ですが、それぞれの事業をしっかりとやっていくことももちろん大事ですが、それがどのような成果をあげているのかがもちろん重要です。したがって、一つ一つの効果を検証するというよりは、むしろ、どういったところが全体として効果が上がってきたのかを審議会でもご議論いただくべきであると事務局も考えています。そのことについては、これからの審議会でも事務局としても少し考え方を示させていただきながらご意見を賜りたいと考えています。

それから、施策の周知につきましては、県としましても、創業する場合や様々な場合に適応できるような事業者さん向けのいろんなパンフレットや手引きを、産業支援プラザでつくらせていただいています。これもかなりご活用いただいていると思っておりますが、それに加えて、今ご紹介しましたようないろんなご意見をいただいていますので、市町、商工会議所、商工会さんと連携しながら、さらに何ができるのかももう少し踏み込んで考えていきたいと考えています。

<会長>

最初に説明を受けたときに、相当施策が多いので、我々が知るだけでも大変だという感じを受けたわけです。これを実行するのは、おそらくいろんな機関を通じて、いろんな人たちの協力で実行されるのだらうと思いますが、これらの施策が、委員の方に分かってこないと実行度を見ることもできないのではないかと思います。これについては、我々自体も、今日実施計画そのものの説明をすべて受けているわけではないので、今後何か機会を設けて知っていかなければいけないのではないかと思います。その辺りをどうするか、また考えていただきたいと思います。他にありますでしょうか。

<委員>

説明がありましたアンケートについてですが、資料9で166社を訪問されて、回答数が企業で64社という結果になっておりますが、まず、この回答率が非常に低いのではないかと、残念というか、企業の本音のアンケート結果なのかと少し疑問に思います。支援機関とか、市町の行政においては、やはり現状を踏まえてどのように周知していくか、これはアンケート結果から確かに課題としておられるところはその部分なのかと認識をさせていただいていますが、この審議会を始めるに当たって、今年度の4月に条例が施行されたということで、まだまだ手探り状態の中ではあるとは思いますが、今後進行をしていくに当たり、2年間という時間を頂戴しております。実際に施策をどのように具体的に周知をしていって、周知ももちろん都度検証が必要だと思いますが、今のままでは時間ばかりがかかるのではないかと思います。そして、時間をかけているわりには、実行部隊からの結果もなかなか得られないのではないかと、その状態の中で、検証や施策と言っても、なかなか事は前に進まないと思います。

154の事業がありますので、会長のおっしゃるとおり事業を全て把握するというのは、大変時間を要する、そして、知識の得意分野、不得意分野、専門分野それ以外いろいろありますので、そのことから非常に時間がかかると思います。周知については行政等との連携も必要になってくると思いますが、先ほどからの意見にもありますように、各組合においても活動率・加入率がどんどん低下してきているという中で、具体的に動かしていくには、それぞれの事業における特化した分野のスペシャリストが、地域であったり、業種であったりという中で必ず存在すると思います。そういった個人にも声をかけていって、具体的に落とし込んでいく。そして、もう少しスピードを上げて落とし込んでいくということが大事ではないかと思います。したがって、キーパーソンをどんどんリストアップしていって、そちらの方との連携を片方で進めていながら、その意見を集約したものを、この会議の中で議論していくことが必要なのではないかと思います。

<会長>

ありがとうございます。資料を作成する過程については、相当事務局でやっていただいているわけですが、回答数などについても少し説明をお願いいたします。

<事務局>

先ほどの説明が不十分であったかもしれませんが、このアンケートは意見交換会の場において配らせていただいたものです。資料9の「意見交換の取組状況」で言いますと、「団体や地域に出向いての意見交換会」のところで配らせていただき、その場で回収させていただいたものであり、企業さんを訪問したときにはアンケートはさせていただかずに、生の声をお伺いするということに重点を置かせていただいています。企業訪問でいただいたご意見については現在集計の途中でございますが、今日はまだお出しできていませんが、また次回以降にお出ししたいと思います。本日お出ししておりますのは、意見交換会で生の声としていただいている意見とそのときにお配りしたアンケート調査のまとめということでご理解いただければと思います。

<会長>

実際の訪問に関してはこれから出てくるということですので、ご理解いただきたいと思います。それから、この策定につきましては、2年前から、同じように団体から出ていただいて、そしていろいろな意見を言っていただいて、それを集約していただいたのが県に残っております。そういう中からいろいろなものを抽出して、そしてこの第1回の計画を出していただいております。これをつくるために、私が座長をさせていただきましたが、5～6回皆さんにお集まりいただいて、相当議論をやっていただきました。そのことは、ここにある程度反映しているはずです。それから、審議会を設置されまして、審議会でもこのことについてきちんと決めていただきました。審議会は、大きな団体の長がほとんど出ておられます。こういう形でつくられてきたということをご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ほかにありますか。

<委員>

皆さんの意見を聴きながら思っておりましたが、154項目もあったり、いろいろ大変な作業であります。私ども滋賀県商工会連合会では、事業推進委員会というものを立ち上げて、地域貢献していることをPRしようという事業をやっております。今、この中小企業の活性化の推進に関する条例というのが制定されたということで、職員にも研究委員会もつくらせまして話を聴いています。非常に文言も難しく、項目も多いということなので、これから職員の研究会に、是非県からの派遣をお願いして、説明会をしていただきたいと思います。先ほど委員がおっしゃったように会員が減っている中で、私たちが地域に貢献していることをPRしようということで、消費者と一緒に考えてみようという事業をやっていきます。そのようなことで、今いい条例ができたので、これからどんどんと職員に勉強をさせながら、私たちも進んでいきたいと思っております。私も読ませていただいても、文言も難しいので、講師というか、解説をされるような係の方には是非来ていただくをお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

<会長>

ありがとうございます。何かありますでしょうか。

<事務局>

それぞれの団体様からのそういったご要請は積極的にお受けしてございまして、もしそういう機会が頂けましたら喜んで行かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

<会長>

他にございますか。

<委員>

意見交換会のというよりも、その前のことにも関わるんですが、先ほど委員の方から検

証のことをお話になりました。施策の検証をどうしていくかはこの審議会にとって大変に重要なことで、また追ってとのことですが、いずれ検証をどうしていくか、あるいは、そのときに効果がどうあったのか理解していく上で滋賀県全体の経済の状況や日本経済全体の状況の理解、とりわけ、グローバル化が進む中で、地域経済がどういう状況にあるのかということの共通の理解がその時々に必要なだと思います。審議会の検証の時に、背景となる効果を我々がどのように共通に理解するのかということに関しては、そういうマクロ的な状況も踏まえつつ、154の施策の具体的な効果を考えていく視点も、当然考えておられるかと思うのですけれども、必要であると考えております。

<会長>

ありがとうございます。確かに検証をするということは重要な役目でございますし、これに対して、本当にできるのかどうかということになると、相当多くの施策ですので、その中でどうやっていくかというのは、これから皆さんといろいろな意見を交わしていかないといけないということですが、検証のことについて何かありますでしょうか。

<事務局>

実施計画の資料6をお開きいただきたいと思いますが、2ページをご覧ください。もちろん、この実施計画は、県が実施しております154の事業を主な施策を含めて挙げているわけですが、2ページのところに、中小企業活性化の目指す姿であるとか、2ページの下の方に、中小企業に関連する滋賀県の主な指標の現状といったようなところも記載しております。こういった指標が今後どうなっていくのか、そういったことも含めまして、それぞれの事業の効果とともに全体的な姿につきましても情報を出しながら、ご意見をいただければと考えております。

<会長>

よろしく願いいたします。どなたかもう一人ございますか。

<委員>

この事業の施策を実施していくために、先ほどからお話がありましたように、まず施策の中身の普及をする、そして実施していくという方向は一つあるかと思います。その結果として、どれだけうまくいっているのかという検証が一つあるかと思いますが、もう一つの逆の方向として、それぞれの企業の皆さんが抱えておられる問題があるかと思います。そうすると、例えば商工会議所さんや金融機関さんなどを通じるなどにより、個々の企業の課題から、この企業の課題に役に立つ施策はどれなのか、この施策にどれが結びつくかということをするのが一つだと思います。そうした場合に、足りない部分があると思います。この企業の課題だと今までの施策だけでは足りないもので、こういう場合にはこういうことも必要だということです。そういったことも、次年度の施策をつくる時には必要かと思うので、逆の方向も見直してみたらいいのではないかと思います。

<会長>

ありがとうございます。何かありますでしょうか。

<事務局>

そのところは事務局として意識しておりまして、中小企業の皆さんからご意見をお伺いする、あるいはアンケートをさせていただく、その際に、今後はもっとこのところを力を入れてほしいとか、あるいはこういったことについて施策を打ってほしいというような意見もいただいております。まさに、企業を訪問させていただく、意見交換をさせていただく、その意義は、我々が考えていないこと、あるいは、これから必要と思われるところについてご意見をいただくところにあるのではないかと考えております。したがって、そんな意見もしっかり受け止めながら次の施策に反映していきたいと考えております。

<会長>

ありがとうございます。確かに中小企業自体の努力は当然必要なもので、そこから発信してもらわないと分からない部分も結構あると思います。今後中小企業の皆さんから出させていただくようなやり方もとっていかないと行政の方もなかなか分からないと思います。そのところを双方で進めていけば、かなり分かってくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(4) その他

<会長>

それでは、議題4に「その他」とありますが、これにつきまして事務局から説明をお願いします。

<事務局>

先ほどもご説明申し上げましたように、今後も取り組みを進めさせていただいた上で、次回の審議会には、来年度の施策の方向性の案についてお示しし、皆様からご意見を賜りたいと考えているところです。したがって、次回の審議会は、10月の中旬から11月にかけて、開催させていただきたいと考えているところです。早々に皆様のご都合をお尋ねして、日程調整をさせていただきたいと考えております。お忙しいところとは存じますが、ぜひご出席を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。事務局からは以上でございます。

<会長>

この時間内でやるのですから、出ていただくのはもちろん出ていただきたいのですが、相当いろいろご意見や、また、実行していただく施策の中身を、できれば個々に言っただいて説明をいただくということはもちろんお願ひしていいということですよ。それは、事務局にも、フランクに議論ができるようお願いをしたいと思います。審議会としては、今お話がありました10月の中頃から11月の初めぐらいということで、特に団体

の行事などで出られないなどのことがありましたら、早めに言っていただいで、調整をしていただきたいと思ひます。この件についてよろしいでしょうか、何かござひますか。

(特になし)

<会長>

では、今後の予定について、事務局からご連絡があるかと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、これを持ちまして、議事を終了させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

<司会>

ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、商工観光労働部長より一言お礼を申し上げます。

<商工観光労働部長>

会長様をはじめ、委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、また時間に限りがござひましたが、その中でたくさん貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。初回から非常に熱気あるというか、委員の皆様のお気持ちがひしひしと伝わる感じがいたしました。お話の中身もこの審議会が中小企業の活性化条例をいかに実効あるものにしていくかということが最大のテーマで、いわゆる PDCA を本当にしっかり回して、いろんな施策・資源というものを条例の趣旨に合うようにきっちり有効に使っていくということの一番大事な問題につきまして、本日、やり方とか、どういふふうに進めていくかについて時間一杯たくさんのご意見を頂戴しました。そういう意味では委員の皆様が、本当に仕組みということについてしっかりやらなければいけないというお気持ちを一人一人、大変強くお持ちいただいでいろんなご意見を頂戴したということを感じられて、本当に嬉しいと思ふのと、事務局もしっかりご意見を頂戴しながらやっていかなければならないという思ひも新たにいたしました。

施策や行政も一生懸命やろうと思ひています。一方では、地域でそれぞれのご事情があつていろんなお声がござひますが、それをいかに有効に、あるいは皆さんにある意味最大的に納得いただいで、こうだと思ひただけか。言ってみれば、県の条例に対する施策をどういふふうに進めていくかの行司役というのがこの審議会のお仕事かと思ひております。私ども精一杯、先ほどおっしゃっていただいた情報とかいろいろなものを出させていただいで、皆様のご審議にしっかり活かしていただける場面をつくらせていただきたいと思ひます。また、会議の時間は精一杯取るとしてもどうしても限りがござひますが、いろいろお気づきの点につきましては、いつでもご意見としていただきたいと思ひます。また、私ども商工観光労働部全課室がこの会議に出席いたしますし、また、県庁全体で推進のための仕組みがござひまして、県庁全体でこれは取り組むということござひますので、しっかり進めていきたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。